

議案第 8 号

関市児童発達支援センター条例の一部改正について

関市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 19 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

児童発達支援センターの名称及び位置を改めるため、この条例を定めようとする。

## 関市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

関市児童発達支援センター条例（昭和47年関市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
関市中央親子教室	関市本郷町88番地
関市西親子教室	関市武芸川町八幡1446番地1
関市東親子教室	関市中之保5685番地

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。